


# 第115期 定時株主総会招集ご通知

 日時 2026年6月19日(金曜日)午前10時

午前9時 受付開始

 場所 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号  
シェラトン都ホテル大阪 4階 浪速の間  
(末尾の「第115期 定時株主総会 会場ご  
案内図」をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は  
ございません。何卒ご理解くださいますようお願い  
申しあげます。

また、株主総会資料の電子提供制度に基づき、招  
集ご通知の一部を抜粋した書面をご送付してあり  
ます。

## 株主の皆様へ

平素は、当社グループの事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このほど、当期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業績がまとまりましたので、第115期定時株主総会を開催いたしたく、ここに招集ご通知をお届けさせていただきます。

当期につきましては、大阪・関西万博等による旅客・消費需要やインバウンド需要の取込みに努めるなど、各事業で収益向上に取り組んだ結果、前期と比べて増収増益となりました。

期末配当につきましては、「中期経営計画2028」における株主還元方針に基づき、1株につき30円とし、中間配当と合わせた年間配当は、前期から10円増配の60円とさせていただきます。

当社グループでは、事業環境の急激な変化に適切に対応し、将来にわたり株主様をはじめ顧客・取引先・従業員・地域社会等のマルチステークホルダーの皆様から信頼され選ばれる存在であり続けるため、中期経営計画に基づく各種施策を推進するとともに、計画自体のアップデートも行っております。

グループ各事業間の有機的な連携と資本コストを意識した経営資源の最適配分によって、「稼ぐ力」をさらに強化するほか、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実にも取り組み、持続的な成長と企業価値・株主価値の向上を目指してまいりますので、株主の皆様には引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長

都司 尚



代表取締役社長

若井 敬

証券コード 9041  
2026年5月28日  
(電子提供措置の開始日：2026年5月21日)

株主の皆様へ

大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号  
近鉄グループホールディングス株式会社  
代表取締役社長 若 井 敬

## 第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）または書面により議決権を行使することができますので、ご面倒ながら、後記株主総会参考書類（8頁～38頁）および「議決権行使方法について」（5頁～6頁）をご高覧くださいまして、2026年6月18日（木曜日）午後6時までに到達するよう議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

(1) 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時

(2) 場 所 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号  
シェラトン都ホテル大阪 4階 浪速の間

(3) 株主総会の目的である事項

報告事項 第115期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬等の額および内容決定の件

#### (4) 電子提供措置に関する事項

当社は、法令および当社定款第16条第1項の規定に基づき、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。電子提供措置に関する事項は次のとおりです。

電子提供措置をとっているウェブサイトのアドレス

【当社ウェブサイト】

<https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/ir/kabunushi/index.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9041/teiji/>

#### (5) その他

- a. 書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面には、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、それぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告：「企業集団の現況に関する事項」のうち「財産および損益の状況の推移」「主要な事業内容および営業所等」「従業員の状況」「主要な借入先」、「株式に関する事項」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するために必要な体制」および「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」
  - ②連結計算書類：「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ③計算書類：「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ④監査報告：「連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査人の会計監査報告」および「監査役会の監査報告」
- b. 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案について賛、否いずれの表示もない場合は、賛の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- c. 電磁的方法と書面により重復して議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使された議決権の内容を、また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権の内容をそれぞれ有効とさせていただきます。
- d. 電磁的方法により招集ご通知を受領いただいた株主様へは、ご請求があれば議決権行使書用紙をお送りいたします。

(以上)

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名が代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のウェブサイトに掲載させていただきます。

## 株主総会資料のご提供について

会社法改正により、株主総会資料<sup>\*</sup>を原則インターネットで提供する電子提供制度が開始されています。

当社は、昨年6月の定時株主総会までは、議決権（100株以上）をお持ちの全ての株主様に株主総会資料を郵送してまいりましたが、昨年12月にご案内のとおり、本年6月開催の定時株主総会から、ご提供方法を変更しております。詳細は当社株主総会招集ご通知等に係るウェブサイト（<https://www.kintetsu-ghd.co.jp/ir/kabunushi/index.html>）の「お知らせ」をご参照ください。

※株主総会参考書類（議案）、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告を指します。

### ■次回以降に株主総会資料の郵送を希望される株主様へ

株主総会の基準日（定時株主総会の場合は3月31日）までに「書面交付請求」のお手続きをしていただくことで、書面で株主総会資料をお受け取りになることが可能です。

お取引口座のある証券会社または三菱UFJ信託銀行株式会社（株主名簿管理人）までお申し出ください。

※書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、記載事項が一部変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※書面交付請求はいつでも可能ですが、株主総会資料の交付を請求される当該株主総会の基準日（定時株主総会の場合は3月31日）までに所定のお手続きを完了する必要があります。お手続きに時間を要する場合がありますので、余裕をもってお申し出ください。

※一度書面交付請求をされると、原則、以降の株主総会では毎回株主総会資料が書面で届きます。

※一連のお手続きには費用がかかる場合があります。

電子提供制度・書面交付請求に  
関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電子提供制度専用ダイヤル

**0120-696-505**

土・日・祝日等を除く平日9:00~17:00

## 電子メールによる招集ご通知受領について

招集ご通知を書面で受領せず、代わりに電子メールで受領することができます。次回以降の株主総会においてご希望の株主様は、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、5頁の要領でログインのうえお手続きください。

## 議決権行使方法について

いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

※議決権を行使いただけない場合、皆様の議決権は議案に対する賛否いずれにも算入されず、株主総会の決議には反映されません。

### インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使サイトにて、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月18日(木曜日)午後6時 受付分まで

#### QRコードを 読み取る方法

QRコードの  
読み取りだけで  
簡単にできます！

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右側に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは、  
株式会社エフエムシーの  
登録商標です。

または

#### ログインID・ 仮パスワード を入力する方法

議決権行使サイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙（または電子メールによる招集ご通知）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。
- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

インターネットによる議決権行使に関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

- ・ 当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)から、行使期限までに賛否をご入力いただくことによるのみ行使可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)
- ・ 議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・ ご不明な点がございましたら、上記のヘルプデスクへお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

#### ご注意事項

- ◎ インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ◎ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

# 郵送による議決権行使

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2026年6月18日（木曜日）  
午後6時 到着分まで

各議案の賛否をご記入ください

賛成の場合  
【賛】の欄に○印

反対の場合  
【否】の欄に○印

役員選任議案において一部の候補者に反対の場合

【賛】の欄に○印をし、  
右欄に反対する候補者の番号を記入

ご注意

賛、否の両方に  
○印を付けた場合は  
**無効**となります。

○ 有効		× 無効
第1号 議案	第1号 議案	第1号 議案

# 株主総会への出席

議決権行使書用紙をお持ちの場合は、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月19日（金曜日）  
午前10時

場所 シェラトン都ホテル大阪  
4階 浪速の間



- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案について賛、否いずれの表示もない場合は、賛の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・電磁的方法（インターネット等）と書面により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使された議決権の内容を、また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権の内容をそれぞれ有効とさせていただきます。

## 事前質問について

当社では、第115期定時株主総会の開催に先立って、当該株主総会に係る報告事項および決議事項に関してのご質問を、以下の「事前質問受付サイト」にて事前に承ります。

### 【事前質問受付サイト】

<https://links-v.pdcp.jp/9041/2026/teiji/>



### 【ログイン方法】

サイトにアクセスしていただくと、ログイン画面が表示されますので、以下の①株主番号、②郵便番号を入力の上、ログインボタンを押下してください。

①株主番号：議決権行使書副票（右側）に記載されている「株主番号」  
（ハイフンを除く8桁の半角数字）

②郵便番号：2026年3月末日時点で株主名簿にご登録されている住所の「郵便番号」  
（ハイフンを除く7桁の半角数字）

### 【受付期限】

2026年6月12日（金）午後6時まで

※いただいたご質問の中で株主様のご関心が高いと思われる事項を集約のうえ、株主総会当日にご回答させていただきます。なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※事前質問の方法の詳細につきましては、事前質問受付サイト内のご説明をご覧ください。

※事前質問受付サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（ご参考）議決権行使書での「株主番号」の表示位置

議決権行使書											
議決権の数						議決権の数					
議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数
議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数
議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数

私は、2026年6月19日（金）開催の近鉄グループホールディングス株式会社第115期定時株主総会（その剰余金は議決権を有しない）の決議につき、下記（符合を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。  
2026年 月 日

議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数
議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数
議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数

議決権の数(8桁半角数字)  
株主番号  
(ハイフンを除く8桁の半角数字)

ログインID  
9999-9999-9999-999

株主番号(8桁)  
999999

仮パスワード  
999999

見本

近鉄グループホールディングス株式会社

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案

### 剰余金の配当の件

当社は、「中期経営計画2028」において、株主資本配当率（DOE）2.0%を下限とした累進配当を導入することで、安定的な配当とあわせ、単年度の利益変動に捉われずに中長期の成長に応じた株主還元を行うことを基本方針としております。当期の期末配当については、この基本方針のもと、次のとおり実施いたしたいと存じます。

なお、「中期経営計画2028」のアップデートに伴い、今後については、株主資本配当率（DOE）の下限を2.5%に引き上げることとしております。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき30円、 総額5,713,449,780円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月22日

本議案が原案どおり承認可決された場合の当期の年間配当は、中間配当1株につき30円と合わせて、前期から10円増配の1株につき60円となります。

## 第2号議案から第8号議案までに共通する事項

当社は、「中期経営計画2028」に基づき、企業価値と株主価値の向上を目指した取組みを進めており、経営の重要な基盤であるコーポレート・ガバナンスについても、取締役会の監督機能の強化・充実等を図る方針です。

その具体的な施策の1つとして、当社グループを取り巻く事業環境の変化に適切に対応する力を高めていくという観点から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

本総会に付議いたします第2号議案から第8号議案までは、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由および当該移行後の体制につきまして、以下のとおりご説明申し上げます。

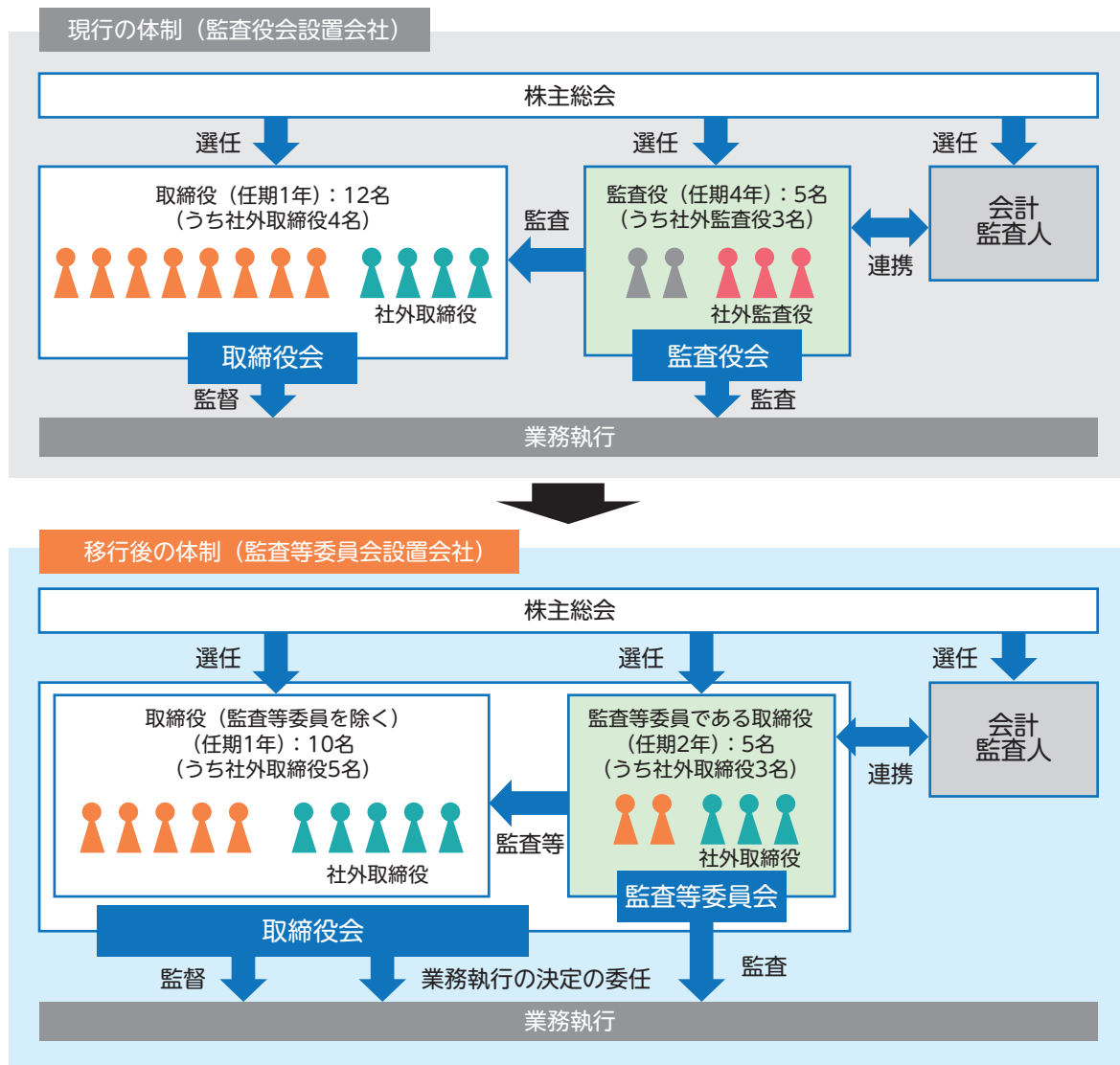
### 1. 監査等委員会設置会社の特徴

- (1) 監査等委員会設置会社には、監査役および監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。
- (2) 監査等委員である取締役は、株主総会において監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他取締役会の意思決定に関与します。また、監査等委員会は、取締役の職務の執行状況を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べるができる権限を有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されています。
- (3) 監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、業務執行の迅速な意思決定が可能となり、また、業務執行に対する監督に重点を置いた取締役会（モニタリング・ボード）の運営が可能となります。

### 2. 移行の理由

監査を担う役員（社外役員を含む。）に取締役会での議決権を付与することにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、監査等委員会設置会社に認められる制度を活用して、業務執行の決定について経営陣への委任範囲を拡大することにより、迅速かつ機動的な業務執行を実現し、取締役会では中長期的な経営戦略等に関する審議を一段と充実させて、持続的な価値創造とさらなる成長に繋げてまいります。

### 3. 移行後の体制



## 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

- (1) 当社は、持続的な価値創造とさらなる成長に向けて、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な業務執行を実現するため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、取締役への権限委譲に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に際し、当社の取締役会を実効性確保の観点から適切な規模とするべく、取締役の員数上限の設定を行うものです。
- (3) 第2条の事業目的について、今後の事業展開に備えるため、項目の追加を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 条 文	変 更 条 文 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略> (目的)	第1条 <現行どおり> (目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
(1) ~ (13) <条文省略> <新設>	(1) ~ (13) <現行どおり>
(14) ~ (17) <条文省略>	<u>(14) 銀行代理業</u>
② <条文省略>	(15) ~ (18) <現行どおり>
第3条 <条文省略>	② <現行どおり>
	第3条 <現行どおり>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社における株主権行使の手続その他株式および新株予約権に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8名以上とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>② <u>取締役に欠員を生じても法定の員数を欠かないときは、次の改選期までその補欠選任を行わないことができる。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u></p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社における株主権行使の手続その他株式および新株予約権に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の取締役のうち監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役中から取締役会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>第25条～第26条 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>第27条～第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)</p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以上とする。</u></p> <p>② <u>監査役に欠員を生じても法定の員数を欠かないときは、次の改選期までその補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p>第25条～第26条 &lt;現行どおり&gt; (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条～第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する。</p>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)  第33条 <u>監査役会の招集通知</u>は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会に関する事項</u>)  第34条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)  第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)  第31条 <u>監査等委員会の招集通知</u>は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会に関する事項</u>)  第32条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条～第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>)  第115期定時株主総会終結前の<u>社外監査役</u>（<u>社外監査役であったものを含む。</u>）の行為に関する<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約</u>については、<u>同定時株主総会の決議</u>による<u>変更前の定款第35条</u>の定めるところによる。</p>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員12名が任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同様であります。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、過半数が独立社外取締役で構成される人事・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	第115期中における取締役会出席状況
1.	都司 尚 <small>つじ たかし</small> <span>再任</span>	男性 代表取締役会長	11回／11回
2.	若井 敬 <small>わかい たかし</small> <span>再任</span>	男性 代表取締役社長	11回／11回
3.	米田 昭正 <small>よねだ あきまさ</small> <span>再任</span>	男性 代表取締役副社長 海外戦略担任、総合政策本部長、台北支社担当	9回／9回
4.	林 信 <small>はやし のぶ</small> <span>再任</span>	男性 取締役専務執行役員 管理本部長、管理本部総務部担当	11回／11回
5.	片山 登志子 <small>かたやま としこ</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> <span>女性</span>	取締役	11回／11回
6.	長岡 孝 <small>ながおか たかし</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> <span>男性</span>	取締役	11回／11回
7.	三笠 裕司 <small>みかさ ゆうじ</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> <span>男性</span>	取締役	11回／11回
8.	高橋 宏輔 <small>たか ほんすけ</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> <span>男性</span>	取締役	9回／9回
9.	中之坊 健介 <small>なかの けんすけ</small> <span>新任</span> <span>男性</span>	—	—
10.	横山 桂子 <small>よこやま けいこ</small> <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> <span>女性</span>	—	—

※米田昭正氏および高橋宏輔氏の取締役会出席状況は、2025年6月20日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

氏名

(生年月日)

1. 都 司

たかし  
尚

(1957年8月26日生)

再任

男性



#### □略歴および地位

1982年 4月	当社入社
2015年 1月	近畿日本鉄道分割準備株式会社（現 近畿日本鉄道株式会社）執行役員
2016年 6月	同社取締役常務執行役員
2019年 6月	当社取締役
2019年 6月	近畿日本鉄道株式会社代表取締役社長
2021年 6月	当社グループ執行役員
2023年 6月	当社代表取締役社長
2024年 6月	当社代表取締役会長（現在）

#### □所有する当社株式数

15,455株

#### □取締役候補者とした理由

これまで当社およびグループ会社の経営に携わり、また代表取締役社長を経て現在は代表取締役会長として当社グループ全体の経営を管掌しており、その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断しました。

候補者番号

氏名

(生年月日)

2.

わか  
若 井

たかし  
敬

(1959年5月30日生)

再任

男性



□略歴および地位

1983年 4月	当社入社
2013年 6月	近鉄不動産株式会社執行役員
2015年 4月	同社取締役
2016年 6月	当社取締役常務執行役員
2021年 6月	当社取締役専務執行役員
2024年 6月	当社代表取締役社長（現在）

□所有する当社株式数

12,906株

□取締役候補者とした理由

これまで当社およびグループ会社の経営戦略業務や経理業務に携わり、また現在は代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断しました。

候補者番号

3.

氏名  
よね だ あき まさ  
米 田 昭 正

(生年月日)

(1960年2月12日生)

再任 男性



□所有する当社株式数  
11,923株

#### □略歴および地位

1982年 4月	当社入社
2004年 5月	KINTETSU ENTERPRISES CO. OF AMERICA取締役
2008年 9月	同社代表取締役社長
2012年 6月	株式会社近鉄ホテルシステムズ（現 株式会社近鉄・都ホテルズ）取締役
2015年 4月	同社常務取締役
2016年 6月	当社取締役常務執行役員
2019年 6月	同上 退任
2019年 6月	KNT-CTホールディングス株式会社代表取締役社長
2023年 6月	当社取締役（非常勤）
2024年 6月	同上 退任
2024年 6月	KNT-CTホールディングス株式会社代表取締役会長
2025年 6月	同社取締役会長（現在）
2025年 6月	当社代表取締役副社長（現在）

#### □担当

海外戦略担任、総合政策本部長、台北支社担当

#### □重要な兼職の状況

KNT-CTホールディングス株式会社取締役会長

#### □取締役候補者とした理由

これまで当社、国内外グループホテル会社および旅行会社の経営に携わり、また現在は当社の代表取締役副社長として当社グループの海外戦略および経営戦略に関する業務を統括しており、その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断しました。

※米田昭正氏は、2026年6月16日付でKNT-CTホールディングス株式会社の取締役会長を退任し、同社の非常勤の取締役となる予定であります。また、同氏は、2026年6月15日付で株式会社近鉄エクスプレスの取締役会長に就任する予定であります。

候補者番号

氏 名

(生年月日)

4. はやし  
林

のぶ  
信

(1960年11月30日生)

再任

男性



□ 略歴および地位

1984年 4月 当社入社  
2013年 6月 株式会社アド近鉄取締役  
2016年 6月 同社常務取締役  
2017年11月 近鉄バス株式会社取締役  
2018年 6月 当社執行役員  
2021年 6月 当社取締役常務執行役員  
2024年 6月 当社取締役専務執行役員 (現在)

□ 担当

管理本部長、管理本部総務部担当

□ 所有する当社株式数  
12,035株

□ 取締役候補者とした理由

これまで当社の秘書業務や人事業務、グループ会社の広告事業等に携わり、また現在は当社取締役として管理業務全般を統括するとともに総務業務を管掌しており、その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断しました。

候補者番号

氏名

(生年月日)

5. かた やま と し こ 片山登志子

(1953年6月3日生)

再任

社外

独立

女性



#### □ 略歴および地位

- 1988年 4月 弁護士登録
- 1993年 4月 片山登志子法律事務所開設
- 2005年 7月 片山・黒木・平泉法律事務所（現 片山・平泉・梶座法律事務所）開設（現在）
- 2020年 6月 当社監査役
- 2021年 6月 当社取締役（現在）

#### □ 重要な兼職の状況

- 弁護士
- 住友生命保険相互会社取締役

□ 所有する当社株式数  
0株

#### □ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として、また消費者問題の専門家として、社会課題への対応や消費者保護の実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しております。社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

#### □ 独立性に関する事項

片山登志子氏は、当社との間に取引関係等はなく、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の実効性判断基準」を満たしております。

- ※ 1. 片山登志子氏は、現に当社の社外取締役であり、その在任年数は、本総会終結の時をもって5年となります。同氏について、当社が上場する東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、片山登志子氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

氏名

(生年月日)

6. **なが** **おか**  
**長** **岡**

**たかし**  
**孝**

(1954年3月3日生)

再任 社外 独立 男性



#### □略歴および地位

1976年 4月	株式会社三菱銀行入行
2006年 5月	株式会社三菱東京U F J銀行常務執行役員
2008年 6月	同行常務取締役（代表取締役）
2010年 5月	同行専務執行役員
2011年 6月	同行副頭取（代表取締役）
2014年 5月	同上 退任
2014年 6月	三菱U F J証券ホールディングス株式会社代表取締役社長兼C E O
	三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社代表取締役社長兼C E O
	株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループ取締役
2015年 6月	株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループ取締役代表執行役副会長
2018年 4月	三菱U F J証券ホールディングス株式会社代表取締役会長
	株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループ取締役
2018年 6月	株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループ取締役退任
2022年 4月	三菱U F J証券ホールディングス株式会社特別顧問（現在）
2022年 6月	当社取締役（現在）

#### □所有する当社株式数 0株

#### □重要な兼職の状況

三菱U F J証券ホールディングス株式会社特別顧問  
エレコム株式会社取締役

#### □社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたり金融業を中心に企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、国際取引等を通じて培われたグローバルな視点や、ブランド価値の向上に関する知見も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。

#### □独立性に関する事項

長岡 孝氏は、株式会社三菱東京U F J銀行（現 株式会社三菱U F J銀行）の元業務執行者であります。当社グループは同行との間で資金の借入れ等の取引を行っており、直近事業年度末における同行からの借入金額は当社の連結総資産の約6.1%であります。また、同氏は、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社の元業務執行者であります。当社グループは同社との間で社債の発行等に関する取引を行っておりますが、直近事業年度における取引金額は当社および同社の年間連結営業収益の1%未満であります。なお、同氏は、両社および両社の親会社の業務執行者を退任しており、最も直近の退任からでも約4年が経過しております。

以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。

- ※1. 長岡 孝氏は、現に当社の社外取締役であり、その在任年数は、本総会終結の時をもって4年となります。同氏について、当社が上場する東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、長岡 孝氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

氏名

(生年月日)

7. 三笠 裕司

(1963年9月7日生)

再任 社外 独立 男性



#### □ 略歴および地位

1986年 4月	日本生命保険相互会社入社
2017年 3月	同社常務執行役員
2017年 7月	同社取締役常務執行役員
2020年 3月	同社取締役専務執行役員
2022年 3月	同社取締役副社長執行役員
2023年 3月	同社代表取締役副社長執行役員
2023年 6月	当社取締役（現在）
2025年 4月	日本生命保険相互会社取締役副会長執行役員
2025年 7月	同社副会長執行役員（現在）

#### □ 所有する当社株式数 □ 重要な兼職の状況

0株

日本生命保険相互会社副会長執行役員  
テレビ大阪株式会社監査役  
一般社団法人関西経済同友会代表幹事

#### □ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたり生命保険業において企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、海外駐在等を通じて培われたグローバルな視点や、IT・DX分野に関する知見も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。

#### □ 独立性に関する事項

三笠裕司氏は、日本生命保険相互会社副会長執行役員であります。当社グループは同社との間で資金の借入れ等の取引を行っておりますが、直近事業年度末における同社からの借入金額は当社の連結総資産の1%未満であります。また、同社は当社の株主であります。当社の総議決権の約1.6%の保有に留まります。

以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。

- ※1. 三笠裕司氏は、現に当社の社外取締役であり、その在任年数は、本総会終結の時をもって3年となります。同氏について、当社が上場する東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 三笠裕司氏は、2020年6月から2025年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役在任しておりましたが、同社は、法人向け保険の入札事案における保険料調整行為に関して、2023年12月26日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受け、2024年10月31日に公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、同社は、個人情報等の漏洩に関して、2025年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、これらの事実を事前に認識しておりませんでした。これらの事実が判明する以前より、同社において法令遵守や内部統制に関する提言を適宜行い、不当な業務執行の防止に努めていたほか、これらの事実の判明後は、内部統制の強化および再発防止策の策定等に関して必要な提言を行うなど、その職責を果たしておりました。
3. 三笠裕司氏は、2017年7月から2025年7月まで日本生命保険相互会社の取締役に在任しておりましたが、同社は、同社から銀行等への出向者による不適切な手段での情報取得事案に関して、2025年7月18日に金融庁から保険業法に基づく報告徴求命令を受けました。
4. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、三笠裕司氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

氏名

(生年月日)

8.

高橋宏輔

(1961年7月12日生)

再任

社外

独立

男性



#### □ 略歴および地位

1984年 4月 日本開発銀行入行  
2013年 6月 株式会社日本政策投資銀行常勤監査役  
2015年 2月 同行常務執行役員  
2017年 6月 同上 退任  
2017年 6月 株式会社ソラシドエア代表取締役社長  
2022年10月 株式会社リージョナルプラスウイングス代表取締役社長  
2025年 6月 当社取締役（現在）  
2025年 6月 株式会社ソラシドエア代表取締役社長退任  
2025年 6月 株式会社リージョナルプラスウイングス代表取締役社長退任  
2025年 6月 富国生命保険相互会社顧問（現在）

□ 所有する当社株式数  
0株

#### □ 重要な兼職の状況

富国生命保険相互会社顧問

#### □ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたり金融業および航空運送業において企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、航空運送業におけるさまざまな地域貢献・支援活動を通じて培われた知見も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。

#### □ 独立性に関する事項

高橋宏輔氏は、株式会社日本政策投資銀行の元業務執行者であります。当社グループは同行との間で資金の借入れ等の取引を行っており、直近事業年度末における同行からの借入金額は当社の連結総資産の約6.3%であります。なお、同氏は、同社の業務執行者を退任しており、退任から約9年が経過しております。

以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。

- ※1. 高橋宏輔氏は、現に当社の社外取締役であり、その在任年数は、本総会終結の時をもって1年となります。同氏について、当社が上場する東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ※2. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、高橋宏輔氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

氏名

(生年月日)

9. なか の ぼう けん すけ  
中之坊健介

(1963年5月11日生)

新任 男性



□略歴

1987年 4月	当社入社
2009年 11月	当社ターミナル開発事業本部企画調整部部长
2013年 6月	当社あべのハルカス事業本部事業部长
2015年 4月	近鉄不動産株式会社アセット事業本部ハルカス運営部长
2016年 6月	同社執行役員
2018年 6月	同社取締役
2021年 6月	同社常務取締役
2022年 6月	同社専務取締役
2023年 4月	KNT-CTホールディングス株式会社常務執行役員
2023年 6月	同社専務取締役
2025年 6月	同社代表取締役専務（現在）

□所有する当社株式数  
3,000株

□取締役候補者とした理由

これまで当社およびグループ会社の不動産業等に携わり、また、現在はKNT-CTホールディングス株式会社の代表取締役専務として同社の経営に携わっており、その知識、能力、人格などを総合的に考慮し、適任であると判断しました。

※中之坊健介氏は、2026年6月16日付でKNT-CTホールディングス株式会社の代表取締役専務を退任する予定であります。

候補者番号

氏名

(生年月日)

10.

横

山

桂

子

(1965年5月18日生)

新任

社外

独立

女性



#### □ 略歴

1988年 4月 日本電信電話株式会社入社  
2008年10月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティング アクト担当部長  
2009年 7月 西日本電信電話株式会社三重支店営業部長  
2011年 7月 同社営業本部マーケティング部担当部長  
2013年 7月 同社三重支店長  
2016年 7月 同社マーケティング部長  
2017年 7月 同社営業推進部長  
2018年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティング アクト代表取締役社長  
2021年 7月 エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社代表取締役社長  
2022年 6月 西日本電信電話株式会社 (現 NTT西日本株式会社) 監査役 (現在)

#### □ 所有する当社株式数

0株

#### □ 重要な兼職の状況

NTT西日本株式会社監査役

#### □ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたりIT関連サービス等の営業推進、マーケティングおよび当該分野における企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、女性人財の育成を通じて培われた知見も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、幅広い視点から当社の経営方針や経営改善に関する助言を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。

#### □ 独立性に関する事項

横山桂子氏は、NTT西日本株式会社の監査役かつ同社の元業務執行者であります。当社グループは同社との間でIT関連サービス等に関する取引を行っておりますが、直近事業年度における取引金額は当社および同社の年間連結営業収益の1%未満であります。

以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。

- ※1. 横山桂子氏について、当社が上場する東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
2. 横山桂子氏の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害について填補されることとしております。各候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

#### 第4号議案

## 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、あらかじめ監査役会の同意を得るとともに、過半数が独立社外取締役で構成される人事・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任	性別	現在の当社における地位	第115期中における 取締役会出席状況	第115期中における 監査役会出席状況
1.	松本昭彦	新任	男性	監査役(常勤)	11回/11回	9回/9回
2.	中村哲夫	新任	男性	監査役(常勤)	11回/11回	12回/12回
3.	鈴木一水	新任	社外 独立 男性	監査役	10回/11回	11回/12回
4.	井上美智子	新任	社外 独立 女性	監査役	11回/11回	12回/12回
5.	齊藤真紀	新任	社外 独立 女性	—	—	—

※松本昭彦氏の監査役会出席状況は、2025年6月20日の監査役就任以降に開催された監査役会のみを対象としております。

候補者番号

氏名

(生年月日)

1.

まつもと あきひこ  
松本 昭彦

(1960年9月16日生)

新任 男性



□ 略歴および地位

1984年 4月 当社入社  
2011年 1月 近畿日本ツーリスト株式会社執行役員  
2011年11月 当社総務部長  
2015年 9月 株式会社きんえい執行役員  
2018年 4月 同社取締役  
2022年 4月 同社常務執行役員  
2022年 6月 当社取締役常務執行役員  
2024年 6月 当社取締役専務執行役員  
2025年 6月 当社監査役(常勤) (現在)

□ 所有する当社株式数  
5,500株

□ 監査等委員である取締役候補者とした理由

これまで当社および複数の上場グループ会社で総務業務、人事業務等に携わり、また現在は当社の監査役(常勤)として監査の充実に努めており、その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断しました。

2. なかむら てつお  
中村 哲夫

(1960年11月18日生)

新任 男性



□ 略歴および地位

1985年 4月 当社入社  
2010年 6月 クラブツーリズム株式会社取締役  
2012年 6月 同社常務取締役  
2013年 1月 KNT-CTホールディングス株式会社取締役  
2019年 6月 同社常務取締役  
2020年 6月 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員  
2024年 6月 当社監査役(常勤) (現在)

□ 所有する当社株式数  
5,200株

□ 監査等委員である取締役候補者とした理由

これまで上場会社を含む複数のグループ会社で経理業務等を担当した経験を有し、また現在は当社の監査役(常勤)として監査の充実に努めており、その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断しました。

候補者番号

氏名 (生年月日)

3.

鈴木 一水

(1959年12月22日生)

新任 社外 独立 男性



#### □ 略歴および地位

1994年 4月	近畿大学商経学部助教授
1995年 4月	神戸大学経営学部助教授
1999年 4月	神戸大学大学院経営学研究科助教授
2012年 4月	神戸大学大学院経営学研究科教授
2019年 6月	当社監査役 (現在)
2021年 4月	神戸大学社会システムイノベーションセンター教授
2024年 4月	神戸大学大学院経営学研究科教授
2025年 4月	西南学院大学商学部教授 (現在)
	神戸大学名誉教授 (現在)

#### □ 所有する当社株式数 □ 重要な兼職の状況

0株 西南学院大学商学部教授  
野崎印刷紙業株式会社取締役

#### □ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

会計学者、公認会計士としての豊富な学識と高い見識に加え、大学教授として人材育成に携わる中で培われた知見を活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査を行う役割を期待しております。社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

#### □ 独立性に関する事項

鈴木一水氏は、当社との間に取引関係等はなく、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員」の独立性判断基準を満たしております。

- ※1. 鈴木一水氏について、当社が上場する東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ※2. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、鈴木一水氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

候補者番号

氏名

(生年月日)

4. 井上美智子

(1965年3月2日生)

新任

社外

独立

女性



□ 略歴および地位

2001年 3月 奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科助教授  
2011年 4月 奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授  
2018年 4月 奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科教授（現在）  
2021年 6月 当社監査役（現在）

□ 重要な兼職の状況

奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科教授

□ 所有する当社株式数

0株

□ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

情報科学を専門とする学者としての豊富な学識と高い見識に加え、大学教授として人財育成に携わる中で培われた知見を活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査を行う役割を期待しております。社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

□ 独立性に関する事項

井上美智子氏は、当社との間に取引関係等はなく、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。

- ※1. 井上美智子氏について、当社が上場する東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ※2. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、井上美智子氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

候補者番号

氏名

(生年月日)

5. さいとう まき 藤 真 紀

(1974年11月8日生)

新任

社外

独立

女性



#### □ 略歴

2001年 4月 京都大学大学院法学研究科助教授  
2012年 8月 京都大学大学院法学研究科教授  
2024年 4月 京都大学大学院公共政策連携研究部教授（現在）

#### □ 重要な兼職の状況

京都大学大学院公共政策連携研究部教授

#### □ 所有する当社株式数

0株

#### □ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

会社法を専門とする法学者としての豊富な学識と高い見識に加え、大学教授として人財育成に携わる中で培われた知見を活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査を行う役割を期待しております。会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

#### □ 独立性に関する事項

齊藤真紀氏は、当社との間に取引関係等はなく、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員」の独立性判断基準を満たしております。

※1. 齊藤真紀氏の戸籍上の氏名は、船越真紀であります。

2. 齊藤真紀氏について、当社が上場する東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 齊藤真紀氏の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害について填補されることとしております。各候補者は、監査等委員である取締役を選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

## (ご参考) 独立役員の独立性判断基準

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

なお、独立役員は、一般の株主と利益相反が生じるおそれがない社外役員であり、次の各号のいずれにも該当しない社外役員については、独立性を有するものと判断いたします。

1. 当社グループを主要な取引先とする者（取引額がその者の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上）、またはその業務執行者。また、そのグループの業務執行者。
2. 当社グループの主要な取引先（取引額が当社の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上）の業務執行者。また、そのグループの業務執行者。
3. 当社グループの主要な借入先（借入金残高が当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上）の業務執行者。また、そのグループの業務執行者。
4. 当社の会計監査人である監査法人に属する会計専門家。
5. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（財産を得ている者が法人等である場合には、その法人等に属している者）。
6. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付・助成を受けている団体の業務執行者。
7. 当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有）、またはその業務執行者。また、そのグループの業務執行者。
8. 当社グループが主要株主である会社（総議決権の10%以上を保有）の業務執行者。また、そのグループの業務執行者。
9. 当社グループから社外役員を受け入れている会社の業務執行者。また、そのグループの業務執行者。
10. 過去3年間に於いて上記のいずれかに該当したことがある者。
11. 上記のいずれかに該当する者（重要な職位の者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族。
12. 現在または過去10年間に於ける当社グループの業務執行者（重要な職位の者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族。
13. 当社の社外役員としての通算の在任期間が選任時点で8年を超える者。
14. 上記のほか、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。

## (ご参考) 取締役のスキルマトリックス

当社は、「近鉄グループ長期ビジョン2035・中期経営計画2028」に基づき、暮らし・交流を支える地域社会のパートナーとして、企業価値および株主価値の向上を目指した取組みを推進しております。

当社取締役会としても、経営環境の急激な変化に対応して当社グループの持続的な価値創造とさらなる成長を実現するため、経営の監督はもちろん、中長期の目線で戦略の方向性を示し、経営陣が迅速・果敢に挑戦できるよう促していくことが重要であると考えております。このような役割を果たすために必要なスキルとして、当社グループの事業特性や経営計画で掲げた共通基盤・重点戦略も踏まえ、9つの項目を選定したうえで、取締役会全体で必要スキルを確保できるよう、取締役候補者の選定に努めております。

各スキルおよびその選定理由は、以下のとおりです。

	スキル	スキル選定の理由
①	企業経営	企業価値および株主価値の向上に向けた取組みを推進するにあたり、経営環境を的確に把握し、全体最適の観点からのグループ経営、実効性の高い監督を実現するため。
②	当社グループ 主要事業	当社グループ主要事業（運輸／不動産／国際物流／流通／ホテル・レジャー）の重要事項等について、各事業の特性や課題等を正確に捉えたうえで、適切な経営、監督を行うため。
③	グローバル	国際物流事業など複数の事業分野で海外展開に取り組む中、これに関わる様々な事業機会やリスク等を正確に捉えたうえで、事業推進等について、適切な経営、監督を行うため。
④	人材開発・ ダイバーシティ	重要な経営基盤である人的資本の充実の観点から、グループ全体の人事戦略を策定するとともに、これに基づいて人材の育成や多様性の確保等に関する取組みを推進するため。
⑤	IT・DX	データやデジタル技術を活用した新たな価値創造等を推進するとともに、サイバーセキュリティの整備等について、適切な経営、監督を行うため。
⑥	マーケティング・ ブランディング	市場・顧客ニーズや事業機会を正確に捉えたうえで、グループ各事業の事業戦略等を確認するとともに、当社グループが培ってきたブランドを活かし、その価値の最大化を推進するため。
⑦	環境・社会	環境問題や地域社会を取り巻く課題を正確に捉えたうえで、当社グループの持続的成長との両立を図るための方針およびそれに基づく取組みについて、適切な経営、監督を行うため。
⑧	財務・会計・ ファイナンス	財務健全性と成長投資等とのバランスのとれた財務戦略を策定・推進するとともに、財務情報の適正性の確保等について、適切な経営、監督を行うため。
⑨	法務	法令および企業倫理を遵守した適正な企業活動を推進するとともに、グループ経営において生じ得る法的リスクを正確に捉えたうえで、適切な経営、監督を行うため。

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合における各取締役のスキルは、以下のとおりです。

		① 企業経営	② 当社グループ 主要事業	③ グローバル	④ 人材開発・ ダイバーシティ	⑤ IT・DX	⑥ マーケティング・ ブランディング	⑦ 環境・社会	⑧ 財務・会計・ ファイナンス	⑨ 法務
取締役	都司 尚	●	●		●			●		
	若井 敬	●	●						●	●
	米田 昭正	●	●	●		●				
	林 信		●		●					●
	中之坊健介		●	●			●			
	片山登志子				●		●	●		●
	長岡 孝	●		●			●		●	
	三笠 裕司	●		●		●			●	
	高橋 宏輔	●	●					●	●	
	横山 桂子	●			●	●	●			
取締役 監査等委員	松本 昭彦				●					●
	中村 哲夫					●			●	
	鈴木 一水				●				●	
	井上美智子				●	●				
	齊藤 真紀				●					●

※各取締役のスキルについては、各取締役の実績や経験を踏まえ、特に発揮することを期待するスキルを明確に示すため、最大4項目以内に限定して記載しております。したがって、各取締役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、あらかじめ監査役会の同意を得るとともに、過半数が独立社外取締役で構成される人事・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏 名	(生年月日)	
よこ	やま	けい	こ
横	山	桂	子
		(1965年5月18日生)	
			新任 社外 独立 女性

#### □補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたりIT関連サービス等の営業推進、マーケティングおよび当該分野における企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つとともに、女性人財の育成を通じて培われた知見や企業の監査業務に関する経験も有しております。これらを活かし、取締役会の監督機能の強化に貢献するとともに、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査を行う役割を期待しており、適任であると判断しました。

#### □独立性に関する事項

横山桂子氏は、NTT西日本株式会社の監査役かつ同社の元業務執行者であります。当社グループは同社との間でIT関連サービス等に関する取引を行っておりますが、直近事業年度における取引金額は当社および同社の年間連結営業収益の1%未満であります。

以上により、同氏は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえ当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。

- ※1. 横山桂子氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない社外取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
- ※2. 横山桂子氏の略歴その他の株主総会参考書類記載事項については、第3号議案も併せてご参照ください。また、独立役員としての届出、責任限定契約、役員等賠償責任保険契約については、監査等委員である取締役に就任後も同様とする予定です。

## 第6号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の金銭報酬額は、2019年6月13日開催の第108期定時株主総会において、年額4億8,000万円以内（うち社外取締役分は5,000万円以内）としてご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬額を、年額4億8,000万円以内（うち社外取締役分は6,000万円以内）と定めることとしたいと存じます。

本議案は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されると社外取締役が1名増員となることや、社外取締役に期待される役割や責務が増大していることを勘案し、従前の報酬総額は据え置き、社外取締役の金銭報酬額を増額するものです。

また、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、本議案が原案どおり承認可決された場合においても、当該方針の対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更することを除き、内容の変更を予定しておりません。

以上により、本議案は、当該方針に沿った報酬の支給のために必要かつ合理的な内容となっているほか、過半数が独立社外取締役で構成される人事・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

現在の取締役は12名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は10名（うち社外取締役5名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

### 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の金銭報酬額を、年額1億円以内と定めることとしたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の員数や職責、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮のうえ、過半数が独立社外取締役で構成される人事・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案

## 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式報酬等の額および内容決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、当社の取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を高めることにより、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めることを目的として、2019年6月13日開催の第108期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度の導入についてご承認いただき、現在に至っております。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入（継続）することとし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬（金銭債権）の総額を年額6,000万円以内と定めることとしたいと存じます。

本制度および譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）に関する内容は、＜本制度における報酬等の額および内容＞のとおりであり、第108期定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であります。また、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、本議案が原案どおり承認可決された場合においても、当該方針の対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更することを除き、内容の変更を予定しておりません。

以上により、本議案は、当該方針に沿った報酬の支給のために必要かつ合理的な内容となっているほか、過半数が独立社外取締役で構成される人事・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

現在、対象取締役の員数は8名であり、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は10名（うち社外取締役5名）となり、対象取締役の員数は5名となります。

また、本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております金銭報酬額とは別枠のものです。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

### ＜本制度における報酬等の額および内容＞

対象者	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の総額	年額6,000万円以内（対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける。）
各取締役に付与する株式数	取締役会において職位別に決定

割り当てる株式の種類および割り当ての方法	普通株式（本割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行または処分
割り当てる株式の総数	年15,000株以内（本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式報酬として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）
1株当たりの払込金額	本制度に基づく株式の割当てに係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定
譲渡制限期間	割当てを受けた日より30年間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない
譲渡制限の解除	<p>(1) 対象取締役が、本割当契約により割当てを受けた日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供予定期間」という。）中、継続して、当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除</p> <p>(2) 対象取締役が、死亡その他の正当な理由により、役務提供予定期間が満了する前に当社取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整</p> <p>(3) 上記(1)にかかわらず、譲渡制限期間中に、対象取締役が、任期満了、死亡、その他正当な理由により、当社取締役、執行役員いずれの地位をも退任した場合には、原則として、対象取締役の退任の直後の時点をもって譲渡制限を解除</p> <p>(4) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除</p>
当社による無償取得	<p>(1) 対象取締役が、役務提供予定期間が満了する前に当社取締役の地位を退任した場合、その退任につき死亡その他の正当な理由がある場合を除き、本割当株式は、当社が当然に無償取得</p> <p>(2) 譲渡制限の解除(1)から(4)までに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当社が当然に無償取得</p>
その他	本制度に関するその他の内容については、当社の取締役会において決定

(以 上)

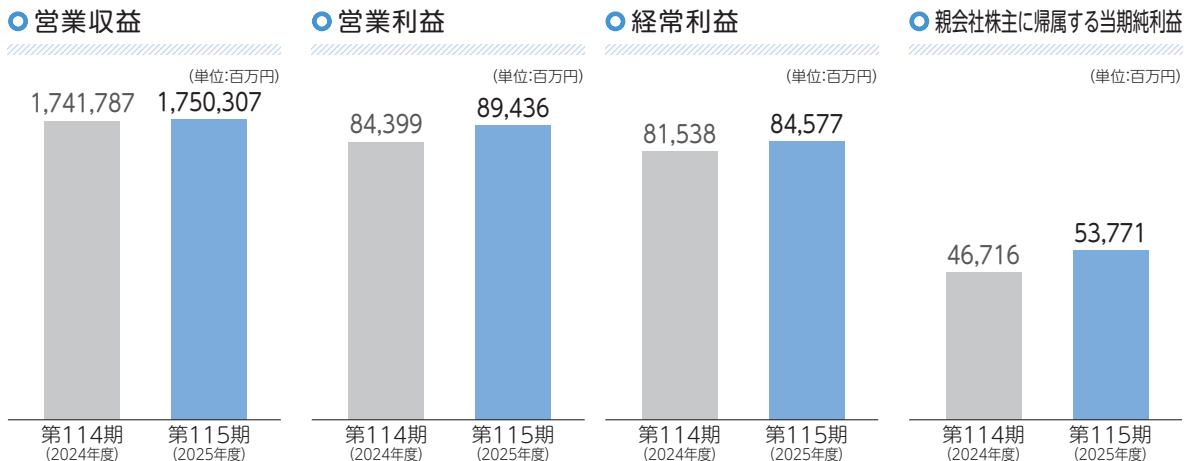
## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果ならびに今後の課題

#### (1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は、米国の通商政策の影響に加え、中東等における地政学リスクのさらなる高まりなどもあり、予断を許さない情勢が続きました。わが国経済についても、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などにより緩やかな回復基調にあったものの、物価上昇や急速な金利上昇のほか、中国政府による日本への渡航自粛要請の影響等もあり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループでは、大阪・関西万博等による旅客・消費需要やインバウンド需要の取込みに努めるなど、各事業で収益向上に取り組みました。これによって、運輸業、流通業などで業績が概ね順調に進捗した結果、国際物流業での市場競争の激化や、期の終盤にかけての中東情勢悪化などの下押し要因はあったものの、連結営業収益は前期に比較して0.5%増の1兆7,503億7百万円、営業利益は6.0%増の894億36百万円、経常利益は3.7%増の845億77百万円となり、法人税等を控除した後の親会社株主に帰属する当期純利益は15.1%増の537億71百万円となりました。



## (2) 今後の課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、地政学リスクの高まりによる資源価格の上昇やインバウンド需要の縮減など、各種リスク要因の顕在化により、先行き不透明な状況が継続することが予想されます。また、国内人口減少・少子高齢化や人財不足、さらなる物価・金利の上昇に加え、地球温暖化の進行による事業制約等も懸念されるところです。

このような事業環境に適切に対応し、当社グループが、株主様をはじめ顧客・取引先・従業員・地域社会等のマルチステークホルダーの皆様から将来にわたり信頼され選ばれる存在となるため、昨年3月、「近鉄グループが目指す方向性」を明示したうえで、10年後の「ありたい姿」を「長期ビジョン2035」としてとりまとめ、その達成に向けてバックキャスト思考で目標・施策を設定した「中期経営計画2028」を策定いたしました。

本「中期経営計画」では、沿線の価値深化・活性化と沿線外・グローバルでの事業深化・拡張に向け、伊勢志摩のブランド力強化やインバウンド需要の取込み拡大など6つの重点戦略に取り組むとともに、経営指標としてROIC（投下資本利益率）を導入し、資本コストをより強く意識した経営を行うこととしております。こうした取組みにより、事業成長性と財務健全性を両立させながら、「新たな基盤構築」と「着実な成長」を実践するという方針のもと、計画初年度である2025年度は、利益面において期初の目標を達成いたしました。

しかしながら、新型鉄道車両の代替新造や首都圏における賃貸資産の取得等による有利子負債の一時的な増加や想定を上回る金利上昇に伴うWACC（資本コスト）の上昇等により、株価形成要素の一つであるROIC-WACCスプレッド（投下資本に対して資本コストを上回る利益が創出できているかを測る指標）が縮小したこと等が影響して、当社株価は市場全体や鉄道業界と比較して相対的に低位で推移し、資本市場から十分に評価されませんでした。

当社の強みは、近鉄グループが営む各事業が沿線・沿線外において有機的に連携し、各事業の総和を上回るコングロマリット・プレミアムを創造できる点にあると考えております。こうした当社グループの強みを持続的に発揮していくためには、資本コストを意識した経営資源の適切な配分が不可欠であるとの認識のもと、「中期経営計画2028」のアップデートを行い、事業や資産の「選択と集中」を一層加速させ、また必要に応じて外部との連携・協業も活用することでバランスシートの入替えを積極的に進めるなど、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。これにより、ROIC-WACCスプレッドの向上を図るとともに、経営計画に掲げた重点戦略を引き続き推進し、「稼ぐ力」をさらに強化して、株価の向上を目指します。

【アップデート後の「中期経営計画2028」で目指す経営指標】

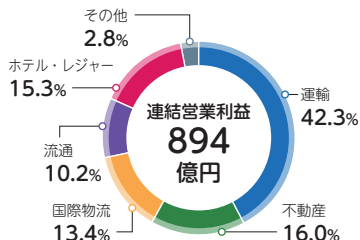
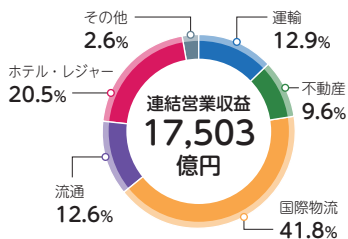
		2025年度実績	2028年度計画 (アップデート前)	➔ 2028年度計画 (アップデート後)
収益性	営業利益	894億円	1,000億円以上	1,000億円以上
資金調達	純有利子負債	1兆758億円	1兆円未満で コントロール	<u>9,000億円程度で コントロール</u>
経営効率	ROE	9.3%	更なる向上	<u>8%以上の維持</u>
	ROIC	4.2%	4.5%以上	<u>WACC+1%以上</u>
財務規律	自己資本比率	23.6%	25%以上	<u>30%程度</u>
	純有利子負債/ EBITDA倍率	6.8倍	6.0倍程度	6.0倍程度
株主還元	DOE	2.6% (予定)	(中期経営計画期間中) 下限2.0%	<u>下限2.5%</u>
	配当性向	21.2% (予定)	—	<u>30%程度</u>
外部評価	格付け	(R&I) BBB+ ポジティブ (JCR) A- 安定的	—	(目標) <u>Aフラット以上</u>

また、経営の重要な基盤であるコーポレート・ガバナンス体制の強化にも取り組むこととし、この一環として、第115期定時株主総会のご承認を得たうえで、当社は監査等委員会設置会社へ移行する予定です。これにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な業務執行を実現し、持続的な価値創造とさらなる成長につなげてまいります。

当社グループの経営理念『「いつも」を支え、「いつも以上」を創ります。』を実現するため、商品・サービス・情報・サプライチェーンの提供などにより人々の暮らし・交流を支えることで、地域社会に貢献し、共に成長する地域社会のパートナーでありたいと考えています。そして、「近鉄グループにしかできないこと」にチャレンジし続け、幅広いフィールドで躍動し、強さとしなやかさを両立した、社会に貢献し続ける企業グループ構築を目標に、企業価値・株主価値の向上に邁進してまいります。

## (ご参考) 事業別の概況

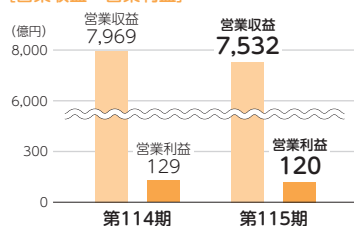
### [セグメント別構成比]



### 国際物流 132社 (うち、連結子会社 128社)

半導体関連や電子部品の荷動きは堅調に推移したものの、全体的な取扱量は微増にとどまり、また、仕入価格は高止まりする一方で、競合他社との競争激化や販売価格への転嫁の遅れもあり、減収減益となりました。

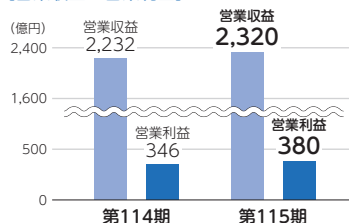
#### [営業収益・営業利益]



### 運輸 46社 (うち、連結子会社 22社)

鉄軌道事業で、大阪・関西万博開催に伴うお客様の増加、昨年2月に実施したダイヤ変更による名阪特急「ひのとり」の増発効果に加え、インバウンド需要や伊勢志摩方面への観光需要も堅調に推移し、増収増益となりました。

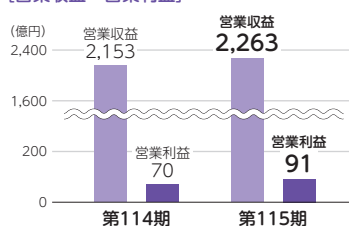
#### [営業収益・営業利益]



### 流通 12社 (うち、連結子会社 10社)

百貨店で、大阪・関西万博のオフィシャルストアが好調に推移したほか、ストア・飲食業で、人流の増加を駅ナカ店舗等の収益向上につなげ、増収増益となりました。

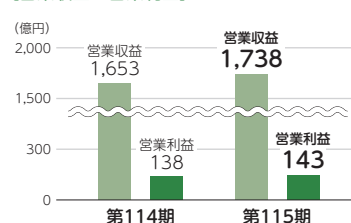
#### [営業収益・営業利益]



### 不動産 15社 (うち、連結子会社 5社)

不動産販売業で、首都圏を中心にマンション分譲が好調に推移したほか、中古住宅等の買取再販ビジネスが伸長し、不動産賃貸業でも、首都圏における収益物件の取得等の効果があり、増収増益となりました。

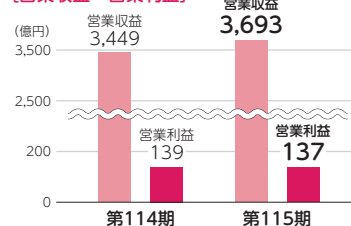
#### [営業収益・営業利益]



### ホテル・レジャー 34社 (うち、連結子会社 28社)

ホテル業で、旺盛なインバウンド需要の着実な取込みを図り、客室単価および稼働率の上昇につなげるとともに、旅行業で、大阪・関西万博関連商品の販売のほか、テーマ性の高い商品の造成やMICE案件などの受注拡大に努めましたが、観光施設業で、志摩スペイン村の入場者数が前年の30周年記念コラボイベントの反動で減少し、全体として増収減益となりました。

#### [営業収益・営業利益]



## 新型一般車両 1 A系・6 A系がデビュー

近畿日本鉄道は、1月16日、名古屋線、山田線、鳥羽線および大阪線で新型一般車両「1 A系」の運行を開始しました。「青色」・「白色」のツートンカラーで近鉄らしさを継承しながらも、新しい近鉄のイメージを創っていきます。また、5月19日には、南大阪線、吉野線、長野線および御所線で新型一般車両「6 A系」がデビュー。6月1日からは、6 A系を活用し、近鉄初の一般車両での有料座席サービス「すわれ〜る」も開始します。これからも安全・安心・快適な鉄道輸送サービスを提供します。



新型一般車両「1 A系」



新型一般車両「6 A系」

## 米国ダラス近郊に新ホテルを建設中

アメリカ近鉄興業は、2025年10月15日、米国テキサス州ダラス近郊プレイノ市に建設する新ホテルの起工式を執り行いました。新ホテルは、都ホテルズ&リゾートの米国3拠点目のホテルとして、2027年度竣工予定で、ハード、ソフトなどあらゆる面で日本文化をアピールすることで、日系ホテルならではの特徴を活かした競争力の高いホテルとする計画です。近鉄グループが長年にわたりホテル・国際物流・旅行業等を展開してきた米国で、今後も事業拡大を図ります。



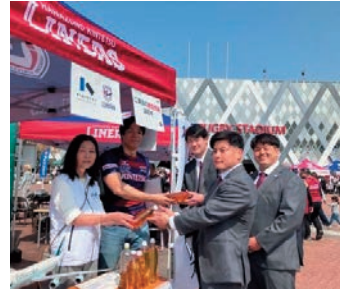
完成予想図

TOPICS

03

## 持続可能な航空燃料（S A F）の普及に向け廃食用油回収イベントを開催

近鉄エクスプレスは、3月28日、近鉄グループホールディングスおよび花園近鉄ライナーズ（ラグビーチーム）と共同で、持続可能な航空燃料（S A F）の普及・啓発を目的とした廃食用油回収イベントとP R活動を実施しました。当日は約400名の方にご参加いただき、約34リットルの廃食用油を回収しました。地域社会と連携した活動を通じて、持続可能な物流の実現と気候変動対策の推進に取り組みます。



イベントの様子

TOPICS

04

## 「近鉄シニアレジデンス学研奈良登美ヶ丘(仮称)」計画を発表

近鉄不動産は、4月2日、「近鉄シニアレジデンス学研奈良登美ヶ丘(仮称)」を2027年春に開業することを発表しました。近鉄・都ホテルズが運営するレストランサービスのほか、旅行やイベントなどの多彩なプログラムを提供します。また、近鉄スマイルライフが運営する介護付き有料老人ホームを併設するなど、近鉄グループの総力を挙げ、シニア世代の皆様が安心して健康に、いきいきと暮らしていただける住まいをご提案します。



完成予想図

TOPICS

05

## 震災対応型のコミットメントライン契約を締結

近鉄グループホールディングスは、4月1日、三菱UFJ銀行をアレンジャーとする震災対応型コミットメントライン(※)契約（シンジケーション方式）を締結しました。本契約は、震災時にも迅速な資金調達を可能にするもので、事業の継続性を高めます。また今回、震災対応型への更新に合わせて、契約金額を500億円から1,000億円に増額しました。

※コミットメントライン…金融機関が借り手に対して貸付義務を負う融資枠。通常のコミットメントラインには一定の貸付拒絶事項が含まれる。

# Information

## ● 株主優待について

乗車券、乗車証			
継続保有要件	1年以上 (2026年9月期から段階的实施)		
基準日	3月末日／9月末日 (年2回)		
保有株式数	ご優待内容		株主優待乗車券 (きっぷ式)
	近畿日本鉄道線沿線招待乗車券 (きっぷ式)	株主優待乗車券 (きっぷ式)	株主優待乗車証 (定期券式)
100株以上 1,000株未満	4枚 (年8枚)	—	—
1,000株以上 2,000株未満	4枚 (年8枚)	4枚 (年8枚)	—
2,000株以上 3,000株未満	4枚 (年8枚)	8枚 (年16枚)	—
3,000株以上 4,000株未満	4枚 (年8枚)	12枚 (年24枚)	—
4,000株以上 5,100株未満	4枚 (年8枚)	16枚 (年32枚)	—
5,100株以上 15,000株未満	4枚 (年8枚)	—	1枚 (年2枚)
15,000株以上 30,000株未満	4枚 (年8枚)	—	2枚 (年4枚)
30,000株以上 50,000株未満	4枚 (年8枚)	—	3枚 (年6枚)
50,000株以上 100,000株未満	4枚 (年8枚)	—	4枚 (年8枚)
100,000株以上 1,000,000株未満	4枚 (年8枚)	—	5枚 (年10枚)
1,000,000株以上	4枚 (年8枚)	—	10枚 (年20枚)

※特急列車をご利用の場合は、別に特急券をお買い求めください。

株主様ご優待券	
継続保有要件	1年以上 (2026年9月期から段階的实施)
基準日	3月末日／9月末日 (年2回)
保有株式数	株主様ご優待券 (近鉄グループ施設などのご優待券)
100株以上	1冊 (年2冊)

※株主様ご優待券(近鉄グループ施設などのご優待冊子)の対象施設や内容については、ご利用状況等を踏まえて随時見直しを行っております。ご優待券の内容につきましては予告なく変更する場合がございますので、予めご了承ください。

KIPSポイントまたはグルメギフト	
継続保有要件	3年以上 (2026年3月期から実施)
基準日	3月末日のみ (年1回)
保有株式数	ご優待内容 以下のいずれかを選択 ① KIPSポイント ② グルメギフト
300株以上 500株未満	① 2,000ポイント ② 2,000円相当
500株以上 1,000株未満	① 4,000ポイント ② 4,000円相当
1,000株以上	① 10,000ポイント ② 10,000円相当

### 「継続保有要件」について

各基準日現在において、以下の条件を満たす株主様に優待を贈呈いたします。

1年以上	3月末日および9月末日の当社株主名簿に、同一株主番号で3回以上連続して、各優待区分に該当する株式数の保有が記録されていること。
3年以上	3月末日および9月末日の当社株主名簿に、同一株主番号で7回以上連続して、各優待区分に該当する株式数の保有が記録されていること。

※移行経過期間について  
2026年9月末日を基準日とする株主優待制度においては、2026年3月末日および同年9月末日の当社株主名簿に、同一の株主番号で連続して、各優待区分に該当する株式数の保有が記録されている株主様に対し、優待を贈呈いたします。

※同一株主番号で連続して100株以上の保有が確認されている場合で、保有株式数が売買等により増減していた場合は、その期間中の最も少ない保有株式数に基づいて優待区分を適用いたします。(例：前年3月末日に1,000株、前年9月末日に100株、当年3月末日に5,100株を保有されていた場合、当年3月末日時点の株主様には、「100株保有」として近畿日本鉄道線沿線招待乗車券4枚と株主様ご優待券1冊を贈呈)

## 株主優待の発送時期と有効期間について

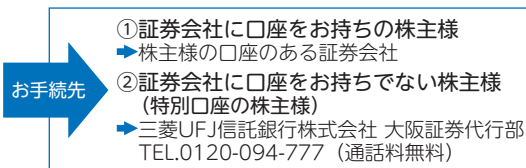
	3月末日現在の株主様		9月末日現在の株主様	
	発送時期	有効期間	発送時期	有効期間
近畿日本鉄道線沿線招待乗車券 株主様ご優待券	6月下旬	到着後から 12月31日まで	12月上旬	到着後から 7月31日まで
株主優待乗車券	5月20日頃	到着後から 11月30日まで	11月20日頃	到着後から 5月31日まで
株主優待乗車証	5月20日頃	6月1日から 11月30日まで	11月20日頃	12月1日から 5月31日まで
KIPSポイントまたはグルメギフト (いずれかを選択)	6月下旬 (選択用書類の発送)	未定 (詳細は改めてご案内)	—	—

※株主様ご優待券の有効期間は、ご優待によって上記と異なる場合がございます。

## ● 配当金のお受け取り方法について

配当金は、証券口座や銀行口座でお受け取りいただくことができます。

一度お手続きいただきますと、以後、配当金が口座へ自動的に入金されますので、配当金のお受け取り忘れや配当金領収証の紛失などがなく、確実に配当金をお受け取りいただけます。



## ● 単元未満株式の買増請求・買取請求について

### 単元未満株式の買増し

株主様がご持ちの単元未満株式と併せて1単元（100株）となる数の株式を、当社が市場価格にて株主様に売却（株主様にとっては買増し）いたします。



### 単元未満株式の買取り

株主様がご持ちの単元未満株式を、当社が市場価格にて買取りいたします。



お手続きにつきましては、下記の三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部までお問い合わせください。  
なお、証券会社等の口座に単元未満株式をご所有の株主様は、お取引口座のある証券会社等へお申し出ください。

## ● 株式事務について

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 なお、中間配当を行う場合は、毎年9月30日を基準日といたします。

株主名簿管理人/ 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 TEL. 0120-094-777 (通話料無料) ※「郵送物の発送と返戻」、「支払期間経過後の配当金」および「特別口座」につきましては、上記連絡先にお問い合わせください。 特別口座に関する手続書類につきましては、下記の方法でもご請求いただけます。 インターネットによるダウンロード <a href="https://www.tr.mufj.jp/daikou/">https://www.tr.mufj.jp/daikou/</a>

# 第115期 定時株主総会 会場ご案内図

## 株主総会 会場

シェラトン都ホテル大阪 4階 浪速の間  
大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号



- 近鉄 大阪上本町駅下車  
地上コンコースの北側出口を出てすぐ
- 地下鉄(谷町線、千日前線)  
谷町九丁目駅下車 東へ徒歩約5分



シェラトン都ホテル大阪  <https://www.miyakohotels.ne.jp/osaka/>



◎ 当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

